

白山市経営管理実施権設定事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 森林経営管理法（平成30年法律第65号）第36条第3項の規定に基づき、経営管理実施権を設定する民間事業者を公正な方法により選定するとともに、その過程の透明化を図るため、白山市経営管理実施権設定事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 民間事業者が提出した企画提案書の審査に関する事項
- (2) 経営管理実施権を設定する民間事業者の選定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、森林・林業行政を担当する部局に属する白山市又は石川県職員のうちから、市長が任命又は委嘱する。

(任期)

第4条 任期は、任命又は委嘱の日から第2条の事務が終了する日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、白山市産業部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、白山市産業部森林対策課長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて、学識経験者その他専門的知識を有する者の

意見を聴取し、又は会議に出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、白山市産業部森林対策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。